

林野庁 令和4年度CLT·LVL等の建築物への利用環境整備事業 ESG投資等における建築物への木材利用の評価に関する検討



- 近年、ESG要素を重視した投資等が拡大する中、建築分野では、木材の利用による、建築時のCO₂排出削減や炭素の貯蔵などカーボンニュートラルへの貢献、森林資源の循環利用への寄与、空間の快適性向上といった効果に対して期待が高まっている。
- このため本事業では、令和3年度に引き続き、ESG投資等において評価される建築物への木材利用に対する評価について、国際的なESG関連情報開示の動向や国内の対応状況を把握するとともに、昨年度整理した評価項目のうち「資源の持続可能性」及び「CO2の管理(算定・削減・貯蔵)」について評価手法等の検討を実施した。

関連情報開示の 国際的なESG

【**国際的な枠組み等の動向**】 • 2023年中には IERS (F

・2023年中には、IFRS(国際会計基準)財団によるサステナビリティ情報開示基準や、TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)の提言、 GHGプロトコルの「土地分野及び吸収に関するガイダンス」等、ESG情報開示において参照すべき複数の枠組み・規格等が公開される見込み。

【国内企業の対応状況】

- TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言に沿った気候関連情報開示はもはや必須の取組と捉えられており、多くの企業が実施。
- ・生物多様性など自然資本に対する取組を既に実施している企業は多くあるが、TNFDへの対応を具体的に挙げる企業は現時点では少数である。
- ・【国内のESG関連情報開示動向】
- 各省庁、業界団体などにおいて、ESG情報開示のための各種ガイドライン等の公開、検討が積極的に行われている。

【責任ある調達】

国内企業の調達基準に加え、既存の建築物認証制度、国・自治体の制度、融資制度における木材利用の取扱いを確認した。具体的な評価指標として、合法性・持続可能性に配慮した木材の利用、地域産材の利用などが考えられる。

【森林資源の活用による地域貢献】

・都市の木造化推進法に基づく協定等の事例を踏まえ、評価されることが望ましい点を整理した(地域産材の利用、森林整備による森林資源の循環の 促進、安定供給体制の構築、森林の公益的機能の考慮等)。今後、具体的な評価の項目・指標・方法の検討が必要である。

【再生可能資源の利用(サーキュラーエコノミーへの貢献)】

• 国内外の建設分野におけるサーキュラーエコノミーに資する取組を調査した。評価内容について引き続き国内外の動向を注視していく必要がある。

【CO。評価に関する動向】

• 建築物のライフサイクルCO₂の算定、情報開示ニーズの急速な高まりにより、評価組織や自治体による評価手法の検討、企業等による算定ツール・ソフトの開発、環境情報開示プログラム(EPD)における開示等の動きが活発化している。

【事例による検証】

- モデル建築物等を対象にCO。算定を実施し、算定における課題の整理と木質建築資材の利用によるCO。削減・炭素貯蔵効果を確認した。
- 木質建築資材を多用することでCO₂ 削減が期待できるが、中高層建築物では他資材に係る排出量が増加する場合がある。木造化、木質建築資材 の積極利用によるCO。削減効果は工法等とのバランスが重要。設計、資材情報等のノウハウの蓄積と各建材の削減努力が必要である。

【評価に関する留意事項等】

・建築物のライフサイクルCO₂の算定評価はまだ過渡期にあり、その手法は模索中である。ライフサイクルアセスメントの手法は目的に応じて可変なため、 現段階では情報の出し方、読み方に留意が必要である。ESG投資等での評価を目的とした際にふさわしい算定評価手法の検討が望まれる。

持続可能性 資源σ

(算定・削減・貯

評価手法等

の検討